

箕面市学校情報共有システム構築業務に伴う

一般競争入札説明書

(総合評価落札方式・入札後資格確認型)

平成26年1月14日

本説明書は、箕面市学校情報共有システム構築業務に伴う一般競争入札（以下「本入札」という。）に参加しようとする者に対し、入札の方法その他入札の参加に必要な手続き等を説明するものである。

1. 本業務の目的

本市では、教職員の事務処理の効率化を図るため、平成24年度に市内中学校及び彩都の丘学園に、平成25年度に市内小学校及びとどろみの森学園に、教職員用のパソコンを導入したところである。

今回、市内全小中学校への教職員用のパソコンの導入を機に、教職員間及び教職員と本市教育委員会との間の情報共有を円滑に行うための「学校情報共有システム」（メール機能、掲示板・回覧板機能、学校行事予定機能、施設予約機能など）を導入することで、校務の効率化・事務処理にかかる時間を減らし、児童・生徒と向き合う時間を確保することで、教育の質の向上を目指そうとするものである。

導入にあたっては、パッケージシステムの導入を前提とし、本市の期待する独自機能を付加するものである。

2. 入札に付する事項

箕面市学校情報共有システム（以下「本システム」という。）に係る構築業務は、以下の2業務を総括した業務であり、契約については2業務を個別に締結するものである。

入札方式は、総合評価落札方式による一般競争入札とし、競争入札の参加資格は、開札後に落札の候補者に必要書類の提出を求め、資格を確認する入札後資格確認型とする。

入札に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）その他関係法令に則り、本市契約規則その他本市の条例、規則等の規定を遵守するものとする。

(1) 本システム構築業務（以下「業務（1）」という。）

① 契約予定時期 平成26年2月中旬

② 履行期間 契約の締結日から平成26年3月31日まで

※本システムの本稼働は、平成26年3月1日を予定している。契約の締結日から本稼働までの間に、各校への動作確認、操作研修等を予定している。

③ 業務内容 仕様書及び機能要件対応表（様式20）に示す本システムを稼働させるための一切の作業

④ 履行場所 箕面市西小路四丁目6番1号 箕面市役所
箕面市船場西三丁目8番22号 箕面市教育センター
箕面市立小学校（12校）、箕面市立中学校（6校）及び箕面市立小中一貫校（2校）

⑤ 予定価格 予定価格は、金1,937,000円とする。（消費税及び地方消

費税（以下「消費税等」という。）相当額を除く。なお、消費税等については、 $100/105$ で計算する。）

(2) クラウド型サービス提供業務（以下「業務（2）」という。）

- ① 契約予定時期 平成26年2月中旬
- ② 履行期間 本システムの本稼働日から平成31年3月31日まで
- ③ 業務内容 仕様書及び機能要件対応表（様式20）に示すクラウド型サービスの提供及び本システムの動作を保障するための一切の作業
- ④ 履行場所 箕面市役所、箕面市教育センター、箕面市立小学校（12校）、箕面市立中学校（6校）及び箕面市立小中一貫校（2校）
- ⑤ 予定価格 予定価格は、金12,791,000円とする。（消費税等相当額を除く。なお、消費税等については、平成26年3月31日までは $100/105$ で、平成26年4月1日から平成31年3月31日までは $100/108$ で計算する。）

3. 入札参加資格

本入札に参加する者（以下「入札者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たし、かつ、本市により本業務委託に係る入札参加資格を有すると認められた者でなければならない。

条件の確認は、入札書等の提出日を基準として行う。ただし、入札書等の提出日から落札決定の日までに条件を満たさなくなった者は、競争入札参加資格がないものとする。

- (1) 令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続き開始の申立てをしていない者又は同条第2項の規定による更生手続き開始の申立てをなされていない者であること。ただし、更生手続き開始の決定後、新たに箕面市競争入札参加資格審査の申請を行い、資格要件を有すると認められたものは除く。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生申立てをなされていない者であること。ただし、更生手続き開始の決定後、新たに箕面市競争入札参加資格審査の申請を行い、資格要件を有すると認められたものは除く。
- (4) 本入札の公告日から入札日までの間において、箕面市競争入札参加者指名停止要綱（平成8年箕面市訓令第2号）第3条第1項の規定による指名停止又は箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱（昭和62年9月1日施行）に基づく指名除外（以下「指名停止等」という。）を受けていないこと。
- (5) 国税、地方税を滞納していないこと。
- (6) 法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できること。

4. 入札事務の担当課

〒562-0003

箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市総務部契約検査課（箕面市役所別館6階）

電話番号 072-724-6714~5

※ 入札説明書等の資料は、市ホームページから入札者が取得するものとし、印刷物での配布は行わない。また、入札方法、入札参加資格、仕様内容等に対する質問は、原則として質問書で受け付けるものとし、口頭での回答・説明等は行わない。

5. 入札の方法

(1) 入札書

入札者は、「入札書（様式1）」に業務（1）及び業務（2）に係る入札価格（消費税等抜き）の総額を記載の上、記名・押印し、「受託業務内訳書（様式2）」に業務ごとの入札価格の内訳（消費税等抜き）を記載し、提出しなければならない。なお、受託業務内訳書については、次のとおり記載しなければならない。

【業務（1）】

仕様書（別紙1）で示す業務に必要な経費を積算すること。

なお、追加カスタマイズ費用にかかる詳細の内訳（追加カスタマイズの項目・費用）について別紙を添付すること。

【業務（2）】

仕様書（別紙1）で示す業務に必要な経費を積算すること。本業務については本システムの本稼働日から平成31年3月31日までに必要となる経費を、年度ごとに計上すること。

(2) 提案書

入札者は、入札価格以外の項目の評価に必要な書類（以下「提案書」という。）に必要事項を記載の上、必要箇所に記名・押印して提出しなければならない。

提案書は、別途示す様式により作成することとし、必要な書類を添付し、A4版にて作成するものとする。なお、提案本旨に関係性の低い資料は添付しないこと。

(3) システム更新時に必要なデータ抽出に係る見積書

入札者は、システム更新に伴うデータ抽出に係る見積金額（消費税等抜き）を見積書（様式2-1）に記載の上、記名・押印し、提出しなければならない。

見積業務は、本システムの本稼働から5年後に予定しているシステム更新時に、入札者以外のシステムを利用することとなった場合に、本システムからデータを抽出し、更新後のシステムにより利用できるデータにする経費を見積もること。想定している作業内容イメージは、以下のとおりとする。

①全件データを抽出する（テスト・本番）

②テーブル一覧を提供する

- ③テーブルレイアウトを提供する
- ④コード表を提供する
- ⑤Q&A 対応を 50 件まで行う

※当該見積業務を発注する際は、原則として、今回提出される見積金額を上限とし、協議により契約金額を定めるものとする。

※なお、入札者がシステム更新における契約者となった（5年後の入札等において、同じ事業者のシステムを採用することになった）場合は、当該経費は支払わないものとする。

（４）注意事項及び禁止事項

- ① 入札書（受託業務内訳書を含む。以下同じ。）及び提案書（添付書類を含む。以下同じ。）は、法務局又は市町村に登録された名称及び印鑑をもって記名・押印し、提出しなければならない。
- ② 箕面市契約規則に規定する有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されている入札者は、上記①の定めにかかわらず、使用登録印鑑をもって、又は、受任者の名称及び印鑑（使用登録印鑑を含む。）をもって入札することができる。
- ③ 入札者は、提出した入札書及び提案書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。ただし、錯誤等によるものとして市が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 入札書及び受託業務内訳書には、消費税等を抜いた額を記載するものとする。なお、消費税等については、業務（１）及び業務（２）のうち平成26年3月31日までに要する費用については100/105で、業務（２）のうち平成26年4月1日から平成31年3月31日までに要する費用については100/108で計算する。
- ⑤ 受託業務内訳書において、業務（１）又は業務（２）の内訳金額のうち、いずれかの金額が予定価格を超える金額を記載した者は、落札者とししない。

6. 落札者の決定基準

落札者の決定にかかる基準は、次のとおりとする。

（１）配点

入札金額に関する評価と入札金額以外の項目に関する評価を行い、入札金額に関する評価に100点を、入札金額以外の項目に関する評価に200点を配点する。

（２）評価

「価格に関する評価点の算出方法」（資料1）及び「提案書に関する評価項目一覧」（資料2）に基づき点数化する。

（３）その他

提出された入札書及び提案書などにおいて、業務の履行内容その他市が必要と

認める事項については、記載内容の聞き取り、証明書類等の提出を求めるときがある。当該請求に応じないときは、入札を無効とする。

7. 落札者の決定方法

- (1) 入札者の評価は、「6. 落札者の決定基準」に基づき、入札金額に関する評価の点数及び入札金額以外の項目に関する評価の点数の合計（以下「総合評価値」という。）により行う。
- (2) 前記の評価の結果、入札書に記載された入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、総合評価値が最も高い入札者（以下「最も有利な入札者」という。）を落札の候補者とする。この場合において、最も有利な入札者が2者以上ある場合は、抽選により落札の候補者を決定する。
- (3) 落札の候補者に、競争入札参加資格申請書及び競争入札参加資格の確認に必要な資料（以下「申請書等」という。）の提出を求め、当該申請書等の内容を確認の上、落札者とするか、又はしないかを決定する。
- (4) 前記の確認の結果、落札者としないと決定した場合は、当該落札の候補者以外の者から最も有利な入札者について、同様の確認を行い、落札者とするか、又はしないかを決定する。
- (5) 落札者の発表は、入札後20日後を目途とし、当該落札者に通知するとともに、市ホームページ上に掲載する。
- (6) 落札価格は、落札者が入札書に記載した入札価格に、当該価格の消費税等に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を加算した額とする。

8. 質問書に関する事項

- (1) 公告、入札説明書、仕様書その他関係書類に関して質問がある場合は、質問書（様式23）に必要事項を記載の上、メールで送信すること。
- (2) 質問書の提出期限：平成26年1月20日（月）正午まで（必着）
- (3) 送信先アドレス：educenter@maple.city.minoh.lg.jp
メール件名は、「箕面市学校情報共有システム導入業務委託質問書（入札者名）」とすること。
- (4) 質問及び回答は、市ホームページに随時掲載する。

問い合わせ先

箕面市教育委員会事務局子ども未来創造局教育センター

電話番号 072-727-5112

9. 入札に必要な書類及び提出の場所・日時・方法等

- (1) 入札にあたり提出する書類（以下「入札書等」という。）
 - ① 入札書（様式1）

- ② 受託業務内訳書（様式 2）
- ③ 提案書（様式 3～22）及び適宜の必要な資料
 - ※ 入札書、提案書及び受託業務内訳書には、入札者の名称等の必要な事項を記載の上、必要箇所に押印して提出のこと。
- (2) 入札書等の提出場所
 - 箕面市役所別館 6 階 契約検査課
- (3) 入札書等の提出日時
 - 平成 26 年 2 月 3 日（月）午前 10 時から正午まで
- (4) 入札書等の提出方法
 - 下記の要領で作成し、必ず持参すること。
 - ① 入札書
 - 入札書及び受託業務内訳書を、封筒に密封し、封筒の表に入札者名及び件名「箕面市学校情報共有システム構築業務委託入札書」と朱書して、1 部提出する。
 - ② 提案書
 - ア 提案書（添付資料含む）は、紙媒体として正本 1 部、副本 9 部の計 10 部、電子媒体（CD-R または DVD-R）を 1 部提出する。
 - イ 紙媒体（正本・副本）・電子媒体とも、提出書類一覧チェックリスト（様式 4）を表紙とし、必要書類がすべて網羅されているかチェックし、様式ごとにタックインデックス等のラベルを添付した上で、それぞれファイルに綴じ込み提出すること。
- (5) 入札書等の作成に要する経費は、入札者の負担とする。
- (6) 開札に立会を希望する場合は申し出ること。
 - 開札予定日時 平成 26 年 2 月 3 日（月） 午後 1 時
 - 開札予定場所 箕面市役所別館 6 階 入札室
 - ① 開札立会参加申込書（様式 24）に必要事項を記入の上メールで送信すること。
 - ② 申込期限 平成 26 年 1 月 31 日（金）正午まで
 - ③ 送信先アドレス educenter@maple.city.minoh.lg.jp
メール件名は、「開札立合申込書(事業者名)」とすること。

10. 入札参加資格確認申請書の提出

落札の候補者は、市からの通知に伴い、市の指定する期日までに、以下のとおり申請書等を提出しなければならない。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書（様式 25）
- (2) 競争入札参加資格の確認に必要な資料
 - ① 登記簿謄本（法人）
 - ② 印鑑証明書 ※写し不可

- ③ 法人税・所得税・消費税の納税証明書
 - ④ 事業税の納税証明書
 - ⑤ 市町村民税の納税証明書
 - ⑥ 許可・登録・認可証明書 ※申請業務に必要な場合
 - ⑦ 技術者経歴書 ※申請業務に必要な資格者
 - ⑧ 業者カード・契約実績一覧表
 - ⑨ 電算入力票
 - ⑩ 委任状 ※支店等が契約先となる場合
 - ⑪ 地方公共団体との学校情報共有システムの導入・保守業務契約書の写し
 - ⑫ プライバシーマーク又は I S M S (iso27001) を取得している場合は、その証拠書類
- (3) 箕面市契約規則に規定する「有資格者名簿」に登録されている者は、上記(2)の書類のうち、①から⑩は省略することができる。
- (4) 提出方法 持参又は郵送による。
- (5) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 提出された申請書等は、返却しない。
- (7) 競争入札資格の確認のため、申請書等の内容確認や追加資料の要求等の指示をする場合がある。
- (8) 提出期限内に提出しないとき又は前記の指示に従わないときは、当該落札の候補者の決定を取り消すことができる。

11. 入札にあたっての確認事項

- (1) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- ① 入札保証金 免除する。
 - ② 契約保証金 免除する。ただし、履行保証保険による保証をつけなければならない。この場合における保証金額は、契約金額の100分の10に相当する額以上とする。
- (2) 契約書作成の要否
- ① 契約書は、市の指定する様式(別添)とする。
 - ② 契約書の作成に要する経費は、落札者の負担とする。
- (3) 入札の無効
- 以下に掲げる入札は、無効とする。
- ① 入札参加資格がない者のした入札
 - ② 入札者の記名・押印のない入札又は記入事項の判読できない入札
 - ③ 入札価格を改ざん又は訂正した入札
 - ④ 記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札
 - ⑤ 指定の日時まで提出又は到達しなかった入札
 - ⑥ 本入札において、入札者又はその代理人が二以上の入札をしたときは、その

全部の入札

- ⑦ 本入札において、入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その全部の入札
 - ⑧ 入札に関する事項を記載せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
 - ⑨ 委任状の提出のない代理人のした入札
 - ⑩ 予定価格を超過した金額を記載した入札
 - ⑪ 入札談合に関する情報があった場合において、不正のない旨の誓約書の提出を求めたにもかかわらず、当該誓約書の提出をしない者のした入札
 - ⑫ 入札公告又は入札説明書に定める入札方法によらない入札
 - ⑬ 申請書等及び入札書等に虚偽の記載をした者による入札
 - ⑭ 申請書等の提出を求められたにもかかわらず、当該申請書等を提出しない者又は資格確認のための指示を受けたにもかかわらず、その指示に応じない者のした入札
 - ⑮ 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札
- (4) 入札説明書の交付
入札説明書（その他関係資料を含む）の交付は、市ホームページの掲載をもつて行い、窓口での配布はしない。

12. 長期継続契約

本入札に付する業務のうち、業務（２）については箕面市長期継続契約に関する条例（平成２１年箕面市条例第４４号）に基づく長期継続契約に係る入札である。契約期間は、本システムの本稼働日から平成３１年３月３１日までとするが、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合等は、契約を変更又は解除することがある。

13. その他

- (1) 提出された書類は、一切返却しない。
- (2) 入札者の名称及び評価点は、市ホームページ等で公表する。
- (3) 消費税等について法改正その他国による制度の変更があった場合、契約金額その他の取扱いについては、法改正その他の制度に基づき、定めるものとする。
- (4) 契約の際、提案の内容について箕面市が修正等の指示を行うことができるものとする。
- (5) 業務（２）は、本稼働日から平成３１年３月３１日までを契約の履行期間とするが、以下の場合は、契約を解除することがある。この場合において、受託者は、違約金、損害賠償金その他の費用（完了した業務に係る経費を除く）を請求することができないものとする。
 - ① 本システムの停止や誤作動などにより本市、関係機関又は住民等に影響を及

- ばすような重要障害が発生した場合。
- ② 維持経費の削減が見込めるなど、発注者が委託業務の効率性、効果の向上等のために本システムを更新する場合。